定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

東京都中央区京橋二丁目二番八号明治屋京橋ビル三階

ジャパンソルト株式会社

代表取締役　大川　洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

東京都文京区小石川一丁目一二番一六号

中央三井カード株式会社

代表取締役　清野　佳機

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

横浜市神奈川区橋本町一丁目一番地

金港青果株式会社

代表取締役　川越　正純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年七月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原一一二番地の三

株式会社山忠

代表取締役　山﨑　恭裕

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十一年八月一日です。

平成二十一年七月六日

愛知県海部郡大治町大字三本木字柳原一一二番地の三

株式会社山忠

代表取締役　山﨑　恭裕

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

大阪市平野区加美北四丁目八番四号

関西パイプ工業株式会社

代表取締役　上岡　弘晃

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

兵庫県豊岡市福田一二一番地の一

豊岡中央青果株式会社

代表取締役　鈴木　栄一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年七月六日

神戸市東灘区魚崎浜町三六番地の九

西村自動車株式会社

代表取締役　西山　和延

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伴直樹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月六日

東京都杉並区浜田山一丁目一二番六号

ニューヨーク・メディア・プラス・インコーポレーティッド

日本における代表者　伴　直樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である古野實が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月六日

横浜市中区山下町二二二番地三―一一〇二

上海遠急国際貿易有限公司

日本における代表者　古野　實

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である呉聖祚が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年七月六日

大阪市中央区南船場一丁目一〇番一六号長堀橋シティハイツ七〇二号

朝鮮線材株式会社

日本における代表者　呉　聖祚

限定承認公告

本籍大阪府豊中市寺内二丁目七番、最後の住所大阪府豊中市寺内二丁目七番二―六〇四号

被相続人　亡　森　正也

右被相続人は平成二十一年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十二日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月六日

大阪府豊中市寺内二丁目七番二―六〇四号

限定承認者　森　豊子

限定承認公告

本籍兵庫県芦屋市岩園町三〇八番地四、最後の住所大阪府豊中市城山町三―一―二〇―七〇二

被相続人　亡　福岡　敬介

右被相続人は平成二十一年五月六日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月六日

兵庫県芦屋市岩園町一五―六

相続財産管理人　福岡　秀和

限定承認公告

本籍福岡県春日市上白水五丁目二七番地、最後の住所福岡県春日市上白水五丁目二七番地春日パークマンション三〇五号

被相続人　亡　小菅　邦男

右被相続人は平成二十一年三月三十一日死亡し、その相続人は平成二十一年六月二十四日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月六日

福岡市中央区大名二丁目四番三八号チサンマンション天神Ⅲ二〇八号

相続財産管理人小菅博子

代理人弁護士　尾﨑　大

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき、優先資本金の額を二千二百三十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年六月九日付官報の号外第百二十号九十頁に掲載されております。

平成二十一年七月六日

東京都新宿区四谷一丁目一九番地二有限会社あるとSPCマネジメント気付

RP―5特定目的会社

取締役　森田　威

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金九千五百万円減少して金四億二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月七日であり、取締役の決定は、平成二十一年七月三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月十四日付官報の号外第八十号九十頁に掲載されています。

平成二十一年七月六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

博多ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少して金五億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年八月七日であり、取締役の決定は、平成二十一年七月三日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十一年四月二十七日付官報の号外第九十号八十九頁に掲載されています。

平成二十一年七月六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

東品川ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一